

二宮町告示第 2 号

二宮町の人事行政の運営等の状況の公表について

このことについて、二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、別紙のとおり公表する

平成19年 2月 9日

二宮町長 坂 本 孝 也

【二宮町の人事行政の運営等の状況について】

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の定数と現在の職員数（定数の範囲内で職員を置いています。）

(各年4月1日現在)

職員定数	H18年の職員数	H17年の職員数
241人	219人	220人

(注) 職種には、一般行政職、技能労務職があります。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	H18年	H17年		
一般行政部門	127人	129人	△2人	会計区分の異動
	小計	127人	△2人	
特別行政部門	71人	72人	△1人	給食調理員の定年退職
	小計	71人	△1人	
公営企業等会計部門	21人	19人	2人	会計区分の異動
	小計	21人	19人	
合計	219人	220人	△1人	〈参考〉 人口1,000人当たり職員数 7.1人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。

2 一般行政部門とは、特別行政部門、企業等会計部門以外の部門です。特別行政部門とは、教育、消防の部門です。企業等会計部門とは、下水道等の部門です。

(3) 年齢別職員構成の状況 (18年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	15	26	33	33	12	14	9	28	33	16	0	219

(4) 退職者の数

事由別退職者の数（平成17年度）

	定年	勧奨	自己都合	その他
一般行政職	2 (6)	4 (1)	4 (5)	2 (2)
技能労務職	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) () 内は平成16年度の状況。

2 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況（平成17年度）

一般行政職の1次試験は教養試験、2次試験は面接による人物試験を主な内容としています。

	受験者	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者	採用者	倍率
一般行政職	164(209)	49 (70)	12 (11)	12 (11)	12 (11)	13.7(19)
技能労務職	0(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0(0)

(注) 1 () 内は平成16年度の状況。

2 平成16年度及び平成17年度は、いずれも技能労務職の採用はありませんでした。

(2) 選考採用の実施状況（平成17年度）

選考採用は、一般行政職、技能労務職とも実施しませんでした。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	30,636人	7,136,295千円	275,588千円	1,757,291千円	24.6%	23.5%

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	201人	699,739千円	233,718千円	302,145千円	1,235,602千円	6,147千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数である

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

	16年度	17年度	18年度
二宮町	89.8	91.3	91.4
県内35市町村中の順位	35位	34位	33位
市町村平均	100.5	100.5	100.6
神奈川県	99.6	101.4	101.1

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 編入・合併団体については、全年度のいずれからも除いている。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
二宮町	39.2 歳	291,649 円	356,573 円
国	40.4 歳	328,477 円	381,212 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
二宮町	46.5 歳	222,192 円	272,817 円
国	48.4 歳	286,500 円	318,595 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(5) 職員の初任給の状況 (18年4月1日現在)

区分		二宮町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200 円	183,800 円	170,200 円	183,800 円
	高校卒	142,800 円	153,800 円	138,400 円	148,000 円
技能労務職	高校卒	131,500 円	140,300 円	—	—
	中学卒	120,200 円	127,700 円	—	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (18年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,900 円	315,455 円	365,500 円
	高校卒	241,375 円	274,164 円	313,800 円
技能労務職	高校卒	200,333 円	219,300 円	230,350 円
	中学卒	— 円	203,000 円	207,500 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	24人	16.7%
2級	主事	26人	18.0%
3級	主任主事	18人	12.5%
4級	主査	13人	9.0%
5級	係長	30人	20.8%
6級	課長補佐	7人	4.9%
7級	課長	20人	13.9%
8級	部長	6人	4.2%

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(8) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
17年度	職員数 A	220 人
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	147 人
	比率 B/A	66.8 %
16年度	職員数 A	222 人
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	68 人
	比率 B/A	30.6 %

(9) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

二宮町	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,518 千円	—
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~13%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。現在、町には再任用職員はない。

2 支給割合等は、例示。

② 退職手当 (18年4月1日現在)

二宮町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額					
(定年・勧奨等9名) 19,424,280 円					
(自己都合等4名) 5,554,100 円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 支給割合等は、例示。

③ 地域手当 (18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	75,718 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	380,494 円		
支給対象地域	町内全域	支給率	10%

※平成18年度より、調整手当が地域手当となりました。

④ 特殊勤務手当 (18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	676 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	15,027 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	22.6 %		
手当の種類(手当数)	5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象事業		左記職員に対する支給単価
徴収手当	徴税の滞納整理(臨戸徴収)及び滞納処分に従事した職員に対して支給		日額 250 円
感染症のまん延防止作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者の入院又は、まん延防止作業を要するお感染症の病原体を有し、若しくは疑いのある物件に接触する業務に従事した職員に支給		日額 250 円
清掃作業手当	二宮町環境衛生センター桜美園内で行う清掃作業に従事する清掃作業員が、その処理作業に従事したとき支給		機械を運転する職員:日額 300 円 その他の職員:日額 130 円
災害出動手当	二宮町消防本部及び消防署に所属する消防職員が、火災その他の災害に出動したときに支給する		出動 1 回につき 250 円

救急出動手当	消防職員が救急救助事故等に出動し、被救助者の救出救助に従事したときに支給	救急救命士:出動 1 回につき 400 円
		救急救命士以外の救急隊員:出動 1 回につき 150 円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(17 年度決算)	50,380 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17 年度決算)	340 千円
支給実績(16 年度決算)	51,166 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16 年度決算)	331 千円

⑥ その他の手当 (18 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支給実績 (17 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17 年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,500 円 ・扶養親族でない配偶者を有する場の 1 人目の子等 6,500 円 ・上記の場合の 2 人目か配偶者以外の扶養親族 2 人目まで 6,000 円 ・その他 3 人目以降 5,000 円 ・配偶者のいらない職員の扶養親族 1 人 11,000 円 ・満 16 歳の年度当初から満 22 歳の年度末までの子 1 人あたり加算 5,000 円 	同	—	28,400 千円	284,004 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 27,000 円(27,000 円未満のときは、支払っている家賃の額) ・自己所有する住宅 7000 円 ・その他 3,500 円 	異	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合家賃 12,000 円を超える場合に家賃に応じて 27,000 円を限度に支給 ・自宅の場合新築購入後 5 年間 2,500 円 	19,670 千円	100,358 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 最高限度額 55,000 円 ・交通用具使用者 2 km 以上から 60 km 以上まで 13 段階 2,200 円～24,500 円 	異	<ul style="list-style-type: none"> ・交通用具使用者 2 km 以上から 60 km 以上まで 13 段階 2,000 円～24,500 円 	10,167 千円	80,055 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・課長補佐級以上の職員の給料月額に 13/100～16/100 を乗じた額 	同	—	28,352 千円	708,809 円

休日勤務手当	・休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に 125/100 を乗じた額を支給	異	・休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に 135/100 を乗じた額を支給	10,086 千円	336,196 円
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に、勤務した全時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に 25/100 を乗じた額を支給	同	-	2,545 千円	82,106 円
宿日直手当	・勤務 1 回につき 4200 円	同	-	1,000 千円	100,097 円

(10) 特別職の報酬等の状況 (18年4月1日現在)

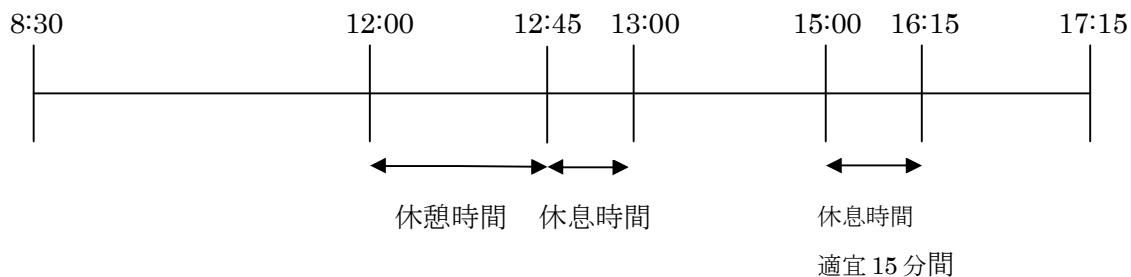
区分		給料月額等		
町長		823,000 円		
助役		651,000 円		
報酬	議長	377,000 円		
	副議長	294,000 円		
	議員	268,000 円		
期末手当	町長	(17年度支給割合)	4.45 月分	
	助役			
	議長	(17年度支給割合)	4.85 月分	
退職手当	副議長			
	議員			
		(算定方式)	(支給時期)	
退職手当	町長	給料月額×勤続月数×45/100	任期ごとに支給	
	助役	給料月額×勤続月数×25/100	任期ごとに支給	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩・休憩時間の概要 (平成18年4月1日現在)

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日8時間、週40時間です。

8時間のうち45分の休憩時間及び30分（15分が2回）の休憩時間があります。



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

H17年度の平均取得日数	H16年度の平均取得日数
5. 7日	5. 2日

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種類	具体的な内容	付与日数
骨髓提供のための休暇	職員が規則で定める骨髄移植のために必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
結婚	職員が結婚に伴い必要と認められる行事等を行う場合	5日を超えない範囲で必要とする期間
育児時間	生後1年に達しない子を育てる女子職員が保育に必要な授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内
妻の出産	職員が妻の出産に伴う入院の付添いをする場合	出産の日から1週間以内に3日以内の必要とする期間
父母の追悼	職員が父母の追悼のための特別な行事（法要等）をする場合	習慣上最小限度必要と認める期間
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の増進、家庭生活の充実のための行事をする場合	3日の範囲内の期間
子の看護のための休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子の看護をする場合	1の年において5日の範囲内の期間
疾病による就業禁止	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断及び入院の措置がされた場合	必要と認める期間
職員団体の事務従事(組合休暇)	職員が登録された職員団体の規約に定める当該機関の業務に従事する場合	1暦年につき30日を超えない範囲

(4) 職員の育児休業制度の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	内 容	取得者数	
		H17 年度	H16 年度
育児休業	二宮町職員の育児休業等に関する条例に基づき育児休業の承認をする	1 人	4 人
部分休業	正規の勤務時間の初め又は終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分を単位として承認する	0 人	0 人

(5) 介護休暇制度の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

	内 容	取得者数	
		H17 年度	H16 年度
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護をする場合。連続する6月の期間内において必要な期間	0 人	0 人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分制度の概要とその状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

①分限処分者 合計 4 人 (平成17年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)
心身の故障の場合	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	4 人 (4 人)	0 人 (0 人)
職に必要な適格性を欠く場合	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)
刑事事件に関し起訴された場合	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)

(注) () 内は平成16年度の状況。

②懲戒処分者 合計 0人 (平成17年度)

処分事由	免職	停職	減給	戒告
諸給与の不正領得	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
受験採用の際の虚偽行為	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
職務命令違反	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
信用失墜行為	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (3人)	0人 (0人)
守秘義務違反	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
職務専念義務違反	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
政治的行為違反	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
争議行為	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
営利企業等従事制限違反	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
公職選挙法違反	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
傷害・暴行の刑法違反	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
金銭・異性関係等の非行	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
収賄	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
横領	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
道路交通法違反	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
管理監督者責任	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)

(注) () 内は平成16年度の状況。

6 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

現在、策定準備中です。

(2) 研修方針の概要と実施状況

○研修方針

私たち地方自治体の職員は、住民のニーズを的確に捉え、サービスの充実に努めなければならない。また、地方分権の確立や行政改革をはじめ、地方自らの新たな発想と工夫によって、主体性や独自性を発揮した行政運営に取り組む姿勢が強く求められている。

そのために職員の資質の向上を図り人材育成の充実をするために職員研修を実施する。

○研修の実施状況

①基礎研修

基礎研修とは職員に必要な基礎的な知識を身につけるために行う研修です。

	受講者数	
	H17年度	H16年度
新採用職員研修	24人	19人
職員健康管理研修	101人	77人
人権研修	20人	26人

②テーマ別研修

テーマ別研修とは具体的な課題ごとに必要な知識や具体的な考え方を身につけるために行う研修です。

	受講者数	
	H17年度	H16年度
OA研修	0人	38人
普通救命講習	13人	24人

意識改革研修	10人	112人
一市二町合同研修	9人	11人
地域別研修（三町）	7人	14人

(注) 一市二町合同研修は、平塚市、大磯町と合同で、地域別研修は大磯町、寒川町と合同で実施しました。

③派遣研修

派遣研修とは、専門研修機関や民間企業などに職員を派遣し、より専門的な知識を身につけるために行う研修です。

機関等名	主な研修内容	派遣者数	
		H17年度	H16年度
市町村研修センター	階層別研修、財務・税務・用地業務などの専門研修、法学を始めとする専門性の高い法務研修を実施	82人	74人
都市整備技術センター	工事監督や検査測量実習など土木技術に関する研修を実施	8人	7人
市町村振興協会	情報研修などを実施。平成16年度より市町村研修センターと組織統合	0人	0人
自治大学校	地方自治に関連する幅広く、より高度な知識を習得するために全寮制の研修機関に約3箇月間派遣。隔年で職員を派遣。	0人	1人
OA専門研修	より高度で専門的なOA知識を習得するため、民間の情報関連企業で研修を実施	4人	4人

(3) 職員の勤務成績の評定制度の概要と評定結果の状況（平成17年度）

職員の勤務成績の評価制度については、現在制度導入に向けて準備中です。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要

短期給付は、病気、負傷などの場合に支払われる保健給付、育児休業などの場合に支払われる休業給付、災害などに支払われる災害給付、それ以外の附加給付などがあります。

長期給付は、職員（共済組合員）が退職し、障害の状態となり、又は死亡した場合に、職員等の生活の安定を図ることを目的として支給されています。

その内容は次のとおりです。

- ①退職共済年金・・・職員（共済組合員）期間等25年以上の者が退職したときに、65歳に達したとき等に支給
- ②障害共済年金・・・法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
- ③障害一時金・・・軽度の障害の状態のときに支給
- ④遺族共済年金・・・組合員が死亡したときに支給

（2）共済組合の福祉事業の概要

福祉事業としては、職員（組合員）の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業などがあります。

- ①保健等事業・・・人間ドック等の補助金、医薬品の配布、在宅介護助成金、共済組合直営保養所や委託保養所の利用助成、球技大会の実施など
- ②保養所経営・・・保養所を直営にて経営
- ③貸付事業・・・普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など
- ④貯金事業・・・給料により天引きにより貯金
- ⑤物資の斡旋事業・・・自動車代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける。

（3）公務災害補償と福祉事業の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が傷病を負ったり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

	傷病	死亡
通勤災害	0件（0件）	0件（0件）
公務上の災害	3件（2件）	0件（0件）

（注）（ ）内は平成16年度の状況

（4）その他職員福祉のための独自の制度の概要

職員の健康管理推進のために、総合健康診断（人間ドック）受診への助成。

平成17年度 助成件数 100件

平成16年度 助成件数 110件

（5）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

平成17年度においては該当なし

（6）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

平成17年度においては該当なし